

亜紀書房『生涯学習実践講座』、『精神医療と人権』執筆者の皆様へ

2022年11月吉日

イースト株式会社

林 淳二、鈴木道典



『生涯学習実践講座』、『精神医療と人権』権利許諾について

謹啓 晩秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、亜紀書房様からの依頼を受けて著作権利用許諾の取得代行をしている会社でございます。

株式会社亜紀書房（東京都千代田区神田神保町1丁目32番地）は、この度、『生涯学習実践講座』、『精神医療と人権』の電子化を企画しています。

弊社（イースト株式会社。東京都渋谷区代々木2丁目22番8号。代表者：熊野哲也（代表取締役社長））は、『生涯学習実践講座』、『精神医療と人権』について株式会社亜紀書房から依頼を受け、著作権許諾取得の代行をしております（次頁の「業務委託証明書」をご参照ください）。

お手数ですが、以下の手順で登録フォームへの記載をお願いします。お知り合いの著者にも、お声がけ頂けると助かります。

<https://www.fukkoku.net/akishobo-r> ⇒ 「登録フォーム」

なお、登録いただいた皆様へは、改めて亜紀書房からご連絡させていただきます。本件についてのお問い合わせは、fukkoku2@est.co.jp または 03-3374-1980（イースト）までお願いします。

「著作権等利用許諾取得業務委託証明書」

株式会社亜紀書房（以下、「甲」という。）は、イースト株式会社（東京都渋谷区代々木2丁目2番8号。以下、「乙」という。）に対し、甲が、乙が行う電子復刻事業に提供する出版物について、電子的な複製や図書館等への販売に関して必要となる次に掲げる著作権等の利用許諾の取得について、乙が、甲の代理人として業務を行うことを委託した。

甲は、この証明書が、令和2年2月3日付け「電子復刻基本契約書」を受けて乙に向けて発行されたことを証明する。

- 1 複製権
- 2 公衆送信権（自動公衆送信にあつては、送信可能化権）
- 3 必要な場合1, 2に掲げるもの以外の著作権法に定める著作者の権利
- 4 パブリシティ権（人の肖像、氏名が商品広告等に営利的に使用される場合に当該人が持つ財産的な利益）の利用権
- 5 美術品等の撮影等利用についての許可

令和4年11月18日

東京都千代田区神田神保町 1-32

株式会社亜紀書房

代表取締役社長 立川勝得

